

玉野市学校給食センター整備運営事業

基本協定書（案）

（優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合）

令和元年 6 月 7 日 改訂

玉 野 市

目 次

第1条（目的）	1
第2条（当事者の義務）	1
第3条（事業予定者の設立等）	1
第4条（株式の譲渡）	2
第5条（業務の委託，請負）	2
第6条（事業契約の締結）	2
第7条（出資者保証書等）	3
第8条（準備行為）	3
第9条（資金調達）	3
第10条（事業契約不調の場合の処理）	4
第11条（秘密保持）	4
第12条（地位又は権利義務の譲渡等）	5
第13条（本協定の変更）	5
第14条（本協定の有効期間）	5
第15条（準拠法及び裁判管轄）	5
第16条（規定外事項）	5
別紙1 設立時の株主一覧	
別紙2 誓約書	
別紙3 出資者保証書	

玉野市学校給食センター整備運営事業 基本協定書（案）

玉野市学校給食センター整備運営事業（以下「**本事業**」という。）に関し、玉野市（以下「**市**」という。）と〔（応募グループの構成員）〕（以下「**優先交渉権者**」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「**本協定**」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、〔（応募グループの構成員）〕が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と、優先交渉権者が設立する特別目的会社である本事業の遂行者（以下「**事業予定者**」という。）とが、本事業及び本事業に係る資金調達、並びにこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「**事業契約**」という。なお、玉野市市議会の議決を経るまでは「**事業仮契約**」という。）を締結することに向けた、市及び優先交渉権者の義務を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 市及び優先交渉権者は、市と事業予定者とが締結する事業契約の締結（事業仮契約の締結及び事業契約としての効力発生をいう。以下同じ。）に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 優先交渉権者は、事業契約締結のための協議において、本事業の募集手続における玉野市学校給食センター整備運営事業事業者選定審査委員会及び市の要望事項（本事業に係る実施方針、要求水準書、募集要項その他の関連書類に示された事項を含むが、これらに限られない。）を尊重しなくてはならない。

（事業予定者の設立等）

第3条 優先交渉権者は、本協定締結後、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、特別目的会社である事業予定者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）に定める株式会社として適法に設立し、設立後速やかに、その商業登記簿謄本、認証済原始定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出するものとする。その後、商業登記簿、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

2 前項の場合、優先交渉権者は必ず事業予定者に出資しなければならず、〔事業提案書の提出時に応募グループの代表企業として明記された者（以下「**代表企業**」という。）〕は、事業契約期間中、事業予定者の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。

3 前項に基づく事業予定者の設立及び事業契約期間中の運営は、次の各号に従ったものでなければならない。

（1）事業予定者の本店所在地は玉野市内とする。

（2）事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに基づき、全部の株式の譲渡制限の定めを規定するものとする。

4 優先交渉権者は、別紙1に出資額として記載されている金額の事業予定者の株式の引受及び払込を行うものとする。

- 5 優先交渉権者は、第4条の場合を除き、事業契約期間中、事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をすることはできないものとする。
- 6 事業予定者が、事業契約期間中、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、優先交渉権者は、これらの発行を承認する株主総会において、第2項の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使しなければならない。

(株式の譲渡)

- 第4条** 優先交渉権者は、事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、事前の書面による市の承認を得なければならない。
- 2 優先交渉権者は、前項に従い市の承認を得て事業予定者の株式を譲渡する場合には、事前に当該株式の譲受人から別紙2の様式による誓約書を徴収して市に提出し、かつ、当該譲受人に本協定に基づく優先交渉権者の権利義務を承継させなければならない。
 - 3 優先交渉権者は、第1項に従い市の承認を得て事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しをその締結後速やかに市に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

- 第5条** 事業予定者による本事業の実施に関し、優先交渉権者のうち、施設の整備業務中の設計に係る業務を[]が、建設に係る業務を[]が、工事監理に係る業務を[]が、調理設備調達・設置に係る業務を[]が、維持管理業務を[]が、運営業務を[]が、それぞれ受託し又は請け負うものとする。
- 2 前項に定める各業務を受託し又は請け負う者は、事業契約が市と事業予定者との間で締結された後、速やかに、事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結するものとし、当該契約書等の写しなど各業務を受託し又は請け負った事実を証する書面を、その締結後速やかに市に提出するものとする。
 - 3 第1項により事業予定者から業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。
 - 4 第1項に定める者以外で、事業仮契約の締結までに代表企業の責任において決定する、本事業の実施に際し業務を受託し又は請け負う者がある場合についても、前2項を適用する。

(事業契約の締結)

- 第6条** 市及び優先交渉権者は、本協定締結後、令和[]年[]月[]日までに、市と事業予定者との間において、募集要項に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、事業仮契約を締結させるものとする。ただし、優先交渉権者が本事業に係る実施方針、要求水準書、募集要項その他の関連書類に示された参加資格要件の全部又は一部を喪失した場合、市は事業仮契約を締結しないことができる。
- 2 前項に基づく事業仮契約は、市の議会の議決を得たときに事業契約としての効力を生じるものとする。

- 3 前二項の定めにかかわらず、事業契約としての効力を生じる前に、本事業の契約手続に関し、優先交渉権者[のいずれか]が次の各号所定のいずれかに該当する場合は、市は、事業仮契約を締結せず、又は事業契約としての効力を生じさせないことができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下「**独占禁止法**」という。）第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ当該排除措置が同条 7 項又は同法 52 条第 5 項の規定により確定した場合
 - (2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令を受け、かつ当該納付命令が同条 5 項又は同法 52 条第 5 項の規定により確定した場合
 - (3) 独占禁止法第 66 条第 1 項から第 3 項までに規定する審決（同条第 3 項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合
 - (4) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定した場合
 - (5) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。）第 96 条の 3 又は第 198 条の刑が確定した場合
- 4 市は、募集要項に添付の事業契約書（案）の文言に関し、優先交渉権者より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 5 市及び優先交渉権者は、事業仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなくてはならない。

（出資者保証書等）

第 7 条 優先交渉権者は、事業仮契約の締結の日において、別紙 3 の様式による出資者保証書を市に提出するものとする。

- 2 第 5 条第 1 項に定める者以外で、事業仮契約の締結までに代表企業の責任において決定する、本事業の実施に際し業務を受託し又は請け負う者が事業予定者へ出資を行う場合についても、前項を適用する。

（準備行為）

第 8 条 優先交渉権者は、事業予定者の設立前又は事業仮契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができる。市は、必要かつ相当な範囲で、自己の費用でかかる行為に協力することができる。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業予定者の設立後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

（資金調達）

第 9 条 優先交渉権者は、優先交渉権者が本事業に関連して市に提出した事業提案書に従い、事業予定者へ出資し、また、事業予定者による借入その他の事業予定者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

- 2 優先交渉権者は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業予定者に対して融資を行う

金融機関等（以下「**融資金融機関等**」という。）が決定した場合には、かかる融資金融機関等の名称その他の詳細を直ちに市に通知し、また、融資金融機関等と事業予定者とが融資契約を締結した場合には、速やかに当該契約書の写しを市に提出するものとする。

- 3 優先交渉権者は、融資金融機関等の取得する担保権の行使等に関する融資金融機関等と市との協定の締結について、必要な協力をしなければならない。
- 4 優先交渉権者は、設立時の出資以外の出資、融資等の方法による事業予定者に対する優先交渉権者の追加的な資金提供を予定している場合には、事業契約締結後遅滞なく、事業予定者との間で優先交渉権者が追加的な資金提供の義務を負担する旨の契約を締結し、速やかに当該契約書の写しを市に提出するものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第10条 事由の如何を問わず、事業予定者と市との間で事業契約の締結に至らなかった場合（事業仮契約が締結されず、又は事業契約としての効力を生じなかった場合をいう。以下同じ。）には、市及び優先交渉権者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、市及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

- 2 前項の場合、優先交渉権者は、公表済みのものを除き本事業に関して市から交付を受けた書類を速やかに市に返還し、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録その他の物（それらの複写物を含む。）を破棄し、それぞれの一覧表を作成のうえ、速やかにこれを市に提出しなければならない。

（秘密保持）

第11条 市及び優先交渉権者は、本協定に関して知り得た全ての事項のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「**秘密情報**」という。）につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

- (1) 情報の取得時において、既に公表され又は一般に入手可能となっていた情報
- (2) 情報の取得時において、既に自ら保有していた情報
- (3) 情報の取得後に、自己の責めに帰すべき事由によらずに公表され又は一般に入手可能となった情報
- (4) 秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

- 2 前項の規定にかかわらず、市及び優先交渉権者は、次の各号に掲げる場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。市及び優先交渉権者は、開示を受けた第三者が本協定の目的以外に秘密情報を使用しないよう適切な配慮をしなければならない。

- (1) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (2) 市が法令等に基づき開示する場合
- (3) 本条と同等の秘密保持義務を負わせたうえで、優先交渉権者が本事業に関する資金調達のために融資金融機関等（その候補者を含む。）に開示する場合
- (4) 弁護士、会計士、税理士等の法律上の守秘義務を負担する専門家に開示する場合

（地位又は権利義務の譲渡等）

第 1 2 条 優先交渉権者は、事前の書面による市の承認を得た場合を除き、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（本協定の変更）

第 1 3 条 本協定の規定は、本協定の全当事者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

（本協定の有効期間）

第 1 4 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 10 条、第 11 条及び第 15 条の規定の効力は存続するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第 1 5 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は岡山地方裁判所とする。

（規定外事項）

第 1 6 条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて市と優先交渉権者が協議して定める。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書を2通作成し、市及び優先交渉権者がそれぞれ記名押印の上、市及び[代表企業][優先交渉権者]が各1通を保有する。

令和[]年[]月[]日

岡山県玉野市宇野1丁目27番1号
玉野市長 黒田 晋 印

優先交渉権者
構成員

(所在地)

[]会社(代表企業)

代表取締役 印

(所在地)

[]会社

代表取締役 印

(所在地)

[]会社

代表取締役 印

(所在地)

[]会社

代表取締役 印

別紙 1（第 3 条関係）

設立時の株主一覧

出資企業名（株主名）	出資額	出資割合

別紙 2（第 4 条及び第 7 条関係）

令和 年 月 日

玉野市長 黒田 晋 様

誓 約 書

玉野市（以下「市」という。）及び[]（以下「事業者」という。）の間において、令和[]年[]月[]日付けで締結された玉野市学校給食センター整備運営事業契約（以下「**本事業契約**」という。）に関して、当社は、貴市に対して、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本事業契約及び市及び[]の間において令和[]年[]月[]日付けで締結された玉野市学校給食センター整備運営事業基本協定書に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[]株であること。
- 2 当社は、本事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴市の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

（所在地）
[]会社
代表取締役

印

別紙 3（第 7 条関係）

令和 年 月 日

玉野市長 黒田 晋 様

出 資 者 保 証 書

玉野市（以下「市」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）の間において、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結された玉野市学校給食センター整備運営事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して、下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本事業契約及び市及び〔 〕の間において令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結された玉野市学校給食センター整備運営事業基本協定書に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の株式が、下記のとおりであること。
 - (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は〔 〕株であること。
 - (2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
- 3 本日時点において、代表企業たる〔 〕会社は、事業者の総株主の議決権のうち最大の割合を保有していること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、これが維持されるよう、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社らは、本事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

以上

(所在地)
[]会社 (代表企業)
代表取締役

印

(所在地)
[]会社
代表取締役

印

(所在地)
[]会社
代表取締役

印

(所在地)
[]会社
代表取締役

印